

検討のための素案

目 次

1	自由刑の単一化	1 頁
2-1	若年受刑者を対象とする処遇内容の充実	4 頁
2-2	若年受刑者に対する処遇調査の充実	4 頁
2-3	若年受刑者に対する処遇原則の明確化等	5 頁
3	刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度	7 頁
4	外部通勤作業及び外出・外泊の活用等	9 頁
5	刑の全部の執行猶予制度の拡充	10 頁
6	罰金の保護観察付き執行猶予の活用	14 頁
7	刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等	16 頁
8-1	保護観察における新たな処遇手法の開発, 特別遵守事項の種類の追加等	18 頁
8-2	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等	19 頁
8-3	保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用	20 頁
8-4	更生保護事業の体系の見直し	22 頁
9	若年者に対する新たな処分	24 頁
10	起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備	36 頁

1 自由刑の単一化

考えられる制度の概要

一 懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）を創設する。

1 刑の種類

死刑，新自由刑，罰金，拘留及び科料を主刑とし，没収を付加刑とするものとする。

2 新自由刑

(一) 新自由刑は，無期及び有期とし，有期新自由刑は，1月以上20年以下とするものとする。

(二) 新自由刑は，刑事施設に拘置して，作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

(三) 新自由刑等の加重減輕

イ 死刑又は無期の新自由刑を減輕して有期の新自由刑とする場合には，その長期を30年とするものとする。

ロ 有期の新自由刑を加重する場合には30年にまで上げることができ，これを減輕する場合には1月未満に下げることができるものとする。

ハ 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に更に罪を犯した場合において，その者を有期の新自由刑に処するときは，再犯とし，再犯の刑は，その罪について定めた新自由刑の長期の2倍以下とするものとする。

ニ 死刑を減輕するときは，無期の新自由刑又は10年以上の新自由刑とするものとし，無期の新自由刑を減輕するときは，7年以上の有期の新自由刑とし，有期の新自由刑を減輕するときは，その長期及び短期の2分の1を減ずるものとする。

3 各則の罪の法定刑

無期懲役及び無期禁錮は，無期新自由刑に改め，有期懲役及び有期禁錮は，「懲役」，「禁錮」，「懲役又は（若しくは）禁錮」のいずれの場合においても，長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 趣旨等

(1) 受刑者の改善更生及び再犯防止は，刑罰の目的の一つとして，近時，その必要性及び重要性についての認識が高まってきているところ，その実現のた

めには、具体的な処遇の内容を、各受刑者の特性に応じた、改善更生及び再犯防止に資するものとするにより、刑事施設内における処遇の充実を図っていくことが重要である。

このような観点から、受刑者に対する処遇の内容を見ると、現行法上、受刑者に対して、矯正処遇等として、作業を行わせるとともに、改善指導等の各種指導を行っているところ（刑法第12条第2項、刑事収容施設法第84条第1項、第85条第1項、第92条、第93条、第103条、第104条）、このうち、各種指導については、犯した罪に対する反省を深めさせて、規則正しい生活習慣、健全なもの見方、社会生活において求められる協調性等を身に付けさせ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適應する能力の育成を図る効果が期待できるものであるから、全ての受刑者に対して、その特性に応じた各種指導に服することを義務付けるべきであると考えられる。

他方で、作業については、規則正しい勤労生活を維持させ、社会生活に適應する能力の育成を図り、勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を習得させるなどの機能があり、改善更生及び再犯防止の観点からも重要な処遇方法であるものの、各受刑者の特性に応じた処遇という観点からは、例えば学力の不足により社会生活に支障がある者など教育等を十全に行うべき若年者に対しては、必ずしも一律にこれを行わせるのではなく、作業を大幅に減らし、又は作業をさせずに、改善指導や教科指導を行うなど、個々の事情に応じて、柔軟な処遇を行うことも可能とすべきであると考えられる。

- (2) しかし、懲役については、刑法第12条第2項が「作業を行わせる。」と規定しており、一定の時間を作業に割かなければならないことから、現行法上、各受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を行うことには限界があると考えられる。

また、従前は、破廉恥犯か否かという犯罪に対する国の基本的評価の差を明らかにする必要があるという考え方の下、懲役と禁錮とを区別していたとされるが、現在では、このような区別は重要とまではいえず、禁錮受刑者が相当少数にとどまっている上、その多くが自ら申し出て作業を行っている現状では、あえて禁錮を存置する実益に乏しいとの意見も示されている。

- (3) そこで、本制度においては、懲役と禁錮を単一化して、改善更生及び再犯防止のために受刑者の特性に応じて適切な処遇を行うことを可能とする新たな自由刑を創設することとし、刑の種類について、懲役と禁錮を単一化して新自由刑とすることとしている（概要1）。

なお、拘留については、比較的軽微な犯罪に対する自由刑であって、法的効果においても懲役及び禁錮とは異なる点が多いことなどから、新自由刑に単一化せずに、引き続き存置することとしている。

2 新自由刑の内容及び各則の罪の法定刑等

(1) 新自由刑の内容等

ア 各受刑者の特性に応じた適切な処遇を可能とするという新自由刑を創設する趣旨から、新自由刑について、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の「矯正に必要な処遇」を行うものとするとしている（概要2(二)）。

「矯正に必要な処遇」は、例示している作業を行わせることのほか、各種指導を含むものとして想定している。

イ 他方、新自由刑について、刑事施設への「拘置」だけでなく、「矯正に必要な処遇」を「刑の内容」とすべきかについては、「矯正に必要な処遇」も、本人の意に反して義務付けが行われ、それに法的非難としての否定的評価が備わっている以上、これを刑の内容として位置付けることには十分な理由があり、受刑者の意思に反して義務付ける以上、これを刑の内容と考えざるを得ないとの意見があった一方、「矯正に必要な処遇」は、苦痛を与えること自体を目的とするものではないことなどから、刑の内容と考えるべきでないとの意見もあった。

また、この点に関連して、「矯正に必要な処遇」を義務付ける規定の在り方について、これを刑の内容とすべきとの立場から、犯罪と刑罰に関する基本法である刑法に、新自由刑の内容として「矯正に必要な処遇」を行うことを規定すべきとの意見があったが、この点については、仮に「矯正に必要な処遇」を刑の内容と位置付けるとしても、「拘置」との間には性質上の違いがあることを踏まえた規定とすべきであるとの意見もあった。

(2) 各則の罪の法定刑等

刑法は、各則の罪の法定刑のうち懲役及び禁錮が選択刑とされているものの長期及び短期について、懲役と禁錮との間に差を設けず同じものとしており、法定刑の長期及び短期を定めるに当たっては、刑事施設に拘置する期間を基準としているものと考えられることなどから、新自由刑の下における各則の罪の法定刑、新自由刑の期間、有期の新自由刑の加減の限度、再犯加重及び法律上の減輕の方法について、現行の「懲役」、「禁錮」、「懲役又は（若しくは）禁錮」をいずれも、「新自由刑」に改めるものとしている（概要2(一)、(三)及び3）。

3 その他

改正法施行前に懲役・禁錮に当たる罪を犯した場合の処罰については、行為時法を適用して、新自由刑ではなく、懲役・禁錮を言い渡すこととすべきであるとの意見、改正法施行前に懲役・禁錮に処せられた受刑者に対しては、改正法施行後においても、新自由刑ではなく、従前の懲役・禁錮を執行することとすべきであるとの意見があった。

2-1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

考えられる施策の概要

- 一 刑事施設において、次のように少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るものとする。
 - 1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
 - 2 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

〔分科会で示された検討課題等〕

若年受刑者は、可塑性に富む場合があり、改善更生のためにその特性に応じた矯正処遇を更に充実させることが重要であることから、少年院の知見・施設を活用して、1及び2のように若年受刑者を対象とする処遇内容の充実を図ることとするものである。これらの施策の実施については、法整備は要しないものと考えられる。

この点に関し、「少年院受刑の対象範囲」についても検討を行ったが、刑事施設において少年院の人的・物的資源やノウハウを活用した処遇の充実が図られるのであれば、若年受刑者の処遇の充実のために、少年院受刑を導入する必要性は乏しいものと考えられたことなどから、考えられる制度・施策には掲げていない。

2-2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

考えられる制度・施策の概要

- 一 次のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図るものとする。
 - 1 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
 - 2 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど、調査内容を充実させる。
- 二 少年鑑別所の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、「20歳未満」から引き上げるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（精密な処遇調査の対象者の拡大等）について

若年受刑者に対し充実した処遇を行うに当たっては、その前提として、個々の受刑者の問題性を的確に把握することが重要であることから、1及び2のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図ることとするものである。これらの実施については、法整備は要しないものと考えられる。

2 概要二（鑑別対象者の上限年齢の引上げ）について

刑事施設における若年受刑者の処遇調査において、少年鑑別所の鑑別機能を活用することができるようにするため、鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を現行の「20歳未満」から引き上げることとするものである。引き上げる具体的な年齢については、少年鑑別所の組織・体制にも関わる事柄であり、実務的な観点からも調査・検討を行った上で確定する必要があると考えられることから、現段階では記載していない。

この点については、矯正実務において、26歳未満の者を対象として、一般的に可塑性に富む場合が多いことから、若年であることによる特性に応じた処遇を行うことが必要であり、高い効果を期待できるとして、処遇が行われてきていることを踏まえると、少なくとも26歳程度の者までは含まれるようにしてはどうかとの意見があった。

2-3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

考えられる制度の概要

- 一 若年受刑者に対する処遇原則として次のような内容の明文規定を設ける。

若年受刑者に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。

- 二 受刑者に対する社会復帰支援について次のような内容の明文規定を設ける。

- 1 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

(一) 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

(二) 医療及び療養を受けることを助けること。

(三) 就業又は修学を助けること。

(四) (一)から(三)までのほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

- 2 1の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

3 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（若年受刑者に対する処遇原則）について

概要一は、刑事施設において、若年受刑者に対し、若年であることに焦点を当てた処遇の充実のための取組が確実に推進されるようにするため、個々の受刑者の資質及び環境に応じて処遇を行うことを規定する受刑者一般の処遇原則（刑事収容施設法第30条）に加えて、若年受刑者に対する処遇原則についての明文規定を設けることとするものである。

「若年受刑者」の範囲については、個々の受刑者によって、年齢、精神的な成熟の程度等の事情も、問題性とその改善を図るための処遇の手法及び内容も様々であり得ることから、一律にその対象を年齢で区切ることはしていない。

若年受刑者の処遇を行うに当たって踏まえるべき「若年であることに伴う個々の事情」としては、例えば、性格、経歴、身体の状態、犯罪の状態、家庭環境、交友関係等が考えられ、努めるべき「問題性の改善に資する手法及び内容」としては、例えば、2-1に記載したような処遇内容が考えられる。

なお、このような規定を設けることについては、若年受刑者以外の受刑者が、個々の問題性の改善に資する手法及び内容による処遇の対象外とされるようなことがないように留意すべきとの指摘があった。

2 概要二（受刑者に対する社会復帰支援）について

概要二は、刑事施設における受刑者に対する社会復帰支援の取組をより一層推進するため、社会復帰支援を刑事施設の長の責務とする明文規定を設けることとするものであり、少年院法第44条の規定に倣って、支援の具体的な内容を記載している。

社会復帰支援は、その性質上、強制的に行うことにはなじまないと考えられることから、受刑者の「意向を尊重しつつ」行うものとしている。

社会復帰支援の具体的な内容は1のとおりであり、基本的に刑事施設内で行うこととしているが、刑事施設内では適切な支援ができない場合があることを踏まえ、2において、必要な限度で刑事施設の外でも行うことができることとしている。

また、社会復帰支援は、保護観察所の長による生活環境の調整と重なり合う部分があることから、3において、保護観察所の長と連携を図るよう努めるものとしている。

3 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度

考えられる制度・施策の概要

- 一 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の法務省令で定める者から申出があったときは、法務省令で定めるところにより、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないとき認めるときは、この限りではないものとする。
- 二 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。
- 三 刑事施設の長等は、一で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないとき認めるときは、この限りではないものとする。
- 四 刑事施設の長等は、一の聴取又は三の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならないものとする。
- 五 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明示的に規定するものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

概要一は、受刑者等について、被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者等から申出があったときは、その心情等を聴取することとするものである。

概要二は、同一で聴取した心情等を適切に矯正処遇・矯正教育にいかすこととし、聴取した心情等を踏まえた処遇を行うために、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっても、必要に応じ当該心情等を参酌することとし、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえた仮釈放等の申出・審理を行うこととするものである。この施策については、刑事収容施設法第84条又は少年院法第34条等の規定に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

概要三は、申出をした者が希望する場合には、聴取した内容について、受刑者等に伝達することとするものである。

概要四は、同一の聴取について刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長とが連携して行うものとするほか、刑の執行等の初期段階において刑事施設の長等が聴取した内容が矯正処遇・矯正教育や保護観察にいかされ、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえた仮釈放等審理が行われるものとするためには、聴取した内容や伝達した内容を刑事施設等から地方更生保護委員会や保護観察所の長に情報提供するなどして連携を図る必要があることから、刑事施設の長等は、聴取又は伝達について地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないこととするものである。

概要五は、仮釈放等の審理について、更生保護法第38条第1項は「仮釈放に関する意見及び被害に関する心情」を被害者等から聴取するものと規定しているところ、仮釈放等に関する意見の一部として聴取していた生活環境の調整や仮釈放等期間中の保護観察に関する意見もそこに含まれることを明示的に規定するものである。

これらの点に関し、矯正処遇等については、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならないものとするを法律の総則において規定すべきであるとの意見があった一方で、概要一のとおり「被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み」と法律に規定することにより、被害者の心情等を考慮して処遇を行うという総則的な意味合いを持たせることができるので、それ以上の規定を設ける必要はないとの意見があった。

4 外部通勤作業及び外出・外泊の活用等

考えられる施策の概要

- 一 刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図るため、以下の取組を行う。
 - 1 矯正施設と更生保護官署との連携を強化するとともに、更生保護施設や雇用主の協力を得て、外部通勤作業及び外出・外泊の環境を整備し、これらの活用を促進する。更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れることについて、更生保護事業法上の収益事業の収益を充てることができる「公益事業」として更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）に規定する。
 - 2 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大するとともに、受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更するなど、刑事施設内の開放的な処遇の拡大に向けた取組を推進する。
 - 3 更生保護施設の宿泊義務付けを活用するなどして施設内から社会内に円滑に移行できるよう仮釈放後の段階的な処遇を実施する。

〔分科会で示された検討課題等〕

改善更生及び再犯防止を図る上では、矯正施設からの社会復帰を円滑にすることが有益であることから、矯正施設から社会内への円滑な移行を図るための取組を行うものである。これらの施策については、更生保護事業法第6条、刑事収容施設法第87条、第88条、更生保護法第51条第2項第5号等に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

5 刑の全部の執行猶予制度の拡充

考えられる制度の概要

一 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

二 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を2年に引き上げる。

三 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合は、猶予の期間経過後にその刑に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。

2 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、罰金に処せられた場合は、猶予の期間経過後に罰金に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。

3 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消しについては、刑法第27条の規定にかかわらず、その取消しの時から刑の言渡しが効力を有するものとする。

4 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消請求は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に、これをしなければならないものとする。

5 刑の一部の執行猶予についても、猶予期間経過後の取消しについて、1から4までと同様の内容の規律を設けるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予）について

現行法上、保護観察付き執行猶予の期間内の再犯については再度の執行猶予を言い渡すことができないとされているところ（刑法第25条第2項ただし書）、若年犯罪者等の改善更生及び再犯防止を図る観点から、保護観察付き執行猶予の期間内に再犯に及んだ者に対し、社会内処遇を継続することを可能として、処遇の選択肢を広げ、より適切な処遇を可能にするとともに、このよう

な現行法上の取扱いが、初度の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付することをちゅうちょさせ、保護観察付き執行猶予が十分に活用されているとは言い難い状況の一因となっているとの指摘があることも踏まえ、保護観察付き執行猶予の期間内の再犯についても再度の執行猶予を言い渡すことができるようにして保護観察付き執行猶予の活用を図るものである。

もつとも、執行猶予の取消しによる心理的強制によって再犯防止を図るといふ執行猶予制度の機能が損なわれることのないよう、再度の保護観察付き執行猶予の期間内の再犯については、更に執行を猶予することはできないこととしている。

本制度は、若年犯罪者に対する社会内処遇の充実も趣旨の一つとするものであり、現在の運用上も、若年であることが保護観察に付する際の積極的な考慮要素とされていることからすると、少年法の少年の上限年齢が18歳未満に引き下げられた場合、18歳及び19歳の者について、本制度を設けることにより、より一層保護観察付き執行猶予の活用が図られるものと考えられる。

2 概要二（再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期）について

現行法上、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限は1年とされているところ（刑法第25条第2項本文）、若年犯罪者等の改善更生及び再犯防止を図るとの観点から、1年を超える刑とせざるを得ない場合であっても社会内処遇を行うことを可能として、処遇の選択肢を広げ、より適切な処遇を可能にすることとするものである。

その場合の刑期の上限については、近時の量刑状況に鑑みると、執行猶予の期間中の再犯について2年超3年以下の刑が言い渡されるような事案について、再度の執行猶予を言い渡すことが相当とは言い難いと考えられること、初度の全部の執行猶予の場合と同じく3年とすると、執行猶予の取消しによる心理的強制によって再犯防止を図るといふ機能を損なうおそれがあることなどから、2年とすることとしている。

3 概要三（猶予期間経過後の執行猶予の取消し）について

(1) 趣旨等

現行法上、執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合、執行猶予を取り消すためには、猶予期間経過前に、更に犯した罪に係る有罪判決が確定した上、執行猶予の取消決定がなされる必要があるとされている。そのため、猶予の期間の経過前に再犯に及んでも、その罪の裁判の確定時期や執行猶予の取消手続の状況如何によって、執行猶予の取消しができなくなるという不公正な事態が生じているとの指摘があることや、猶予期間の満了が近づくとつれて、執行猶予の取消しによる心理的強制により再犯防止を担保

するという執行猶予制度の機能が低下することを防ぐ必要があることから、猶予期間経過後に執行猶予を取り消して刑を執行できることとするものである。

執行猶予制度は、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その間に更に罪を犯すなどの取消事由が生じないことを条件として、現実には刑の執行をしない制度であり、再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予の期間経過前に罪を犯し、かつ、そのことが裁判において認定・確定されたことであると考えられる。

そうすると、執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪の有罪裁判が確定した場合には、執行猶予者の地位の安定に配慮し、猶予期間内の再犯について、その期間内に公訴が提起されることを要するものとした上で、猶予期間経過後であっても執行猶予の取消しを可能とすることも許容されると考えられる。

(2) 概要

ア 概要 1 及び 2（取消事由）について

猶予期間経過後の執行猶予の取消しについて、現行法（刑法第 26 条第 1 号、第 26 条の 2 第 1 号）におけるのと同様に、禁錮以上の刑を言い渡された場合には、必要的に取り消されるものとし（概要 1）、罰金を言い渡された場合には、裁量的に取り消されるものとしている（概要 2）。

イ 概要 3（執行猶予の取消後の刑の言渡しの効力）について

前記(1)のとおり、再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予の期間経過前に罪を犯し、かつ、そのことが裁判によって認定・確定されたことであると考えられることからすれば、猶予期間経過後の執行猶予の取消しについては、猶予期間を経過したときに刑の言渡し効力が失うこととしている刑法第 27 条の規定にかかわらず、取消しによって刑が執行できるものとするだけでなく、「刑に処せられた」ことによって生じる効果、すなわち、資格が制限され、また、更に執行猶予を言い渡すことができないという効果が生じるようにすべきと考えられる。

そして、執行猶予が取り消された場合、遡及的に、猶予期間経過時から刑の言渡し効力が失っていなかったものとするのは、対象者の地位の安定や社会の法的安定性が損なわれ、相当でないと考えられるので、執行猶予の取消しの時から、将来に向かって前記制限を課すことができるようにすることとしている。

ウ 概要 4（執行猶予の取消しの請求期間）について

概要 4 では、猶予期間経過後の執行猶予の取消しを可能にする場合、猶

予期間中の再犯について有罪判決が確定した後、いつまでも執行猶予の言渡しの取消請求が可能であるとする、執行猶予者の地位が著しく不安定になりかねないことから、執行猶予の言渡しの取消請求を一定の期間内に行わなければならないものとしている。なお、具体的な期間については、実務的な観点からの調査を十分に行った上で確定する必要があると考えられる。

エ 概要5（刑の一部の執行猶予）について

刑の一部の執行猶予制度については、猶予部分に関して、基本的に全部執行猶予と同様の規律がなされており、全部執行猶予の猶予期間経過後の取消しを認める前記(1)の趣旨も同様に妥当することから、一部執行猶予の期間中に再犯に及んだ場合について、猶予期間経過後も執行猶予を取り消して刑を執行できるものとするものである。

なお、仮釈放中に再犯に及んだ場合にも期間経過後の取消しの制度を設けることについては、仮釈放の法的性質との関係でなお検討すべき問題が多い上、仮釈放の取消しは、現行法上執行猶予の取消しよりも迅速な対応が可能であり、制度的対応をしなければならない実際的な必要性も異なるのではないかとの意見があった。

(3) その他

本制度を設ける場合には、執行猶予の取消しについて、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組みを併せて設けることを検討すべきであるとの意見もあったが、これに対しては、実務上、再犯の刑を定める際、執行猶予が取り消されることも考慮していると考えられるとの意見、行為責任に基づいて定められた刑の一部の執行を免除することが正当化される根拠が問題となるほか、免除の当否や期間等を判断するための適切な基準を設けることができるかなどについても慎重に検討する必要があるとの意見等があった。

6 罰金の保護観察付き執行猶予の活用

考えられる施策の概要

- 一 罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものにつき、例えば、以下に掲げる方策をとるなどして、その活用を図るものとする。
 - 1 検察官は、収集した証拠に基づいて、同種再犯のおそれや保護観察に付することによる処遇効果等を考慮して保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、これが認められる場合には、公判請求すべきか否かを検討した上、その後の裁判手続において、裁判所に対し、保護観察付き執行猶予の有用性・相当性の判断に資する事実を主張・立証する。
 - 2 検察官は、1の判断に必要なときは、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用する。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 趣旨

現行法上、罰金についても、保護観察付き執行猶予に付することが可能であるにもかかわらず、これが活用されているとは言い難い状況にあるところ、刑事政策的観点から改善更生及び再犯防止のため有用であるときには、これを活用すべきであるとの観点から、罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものについては、罰金刑の執行を猶予した上で、保護観察に付することとしようとするものである。

2 概要

(1) 概要1は、これまで罰金の保護観察付き執行猶予が活用されてこなかったことについて、罰金刑が科される事案の多くが略式手続により処理されており、事案に即して保護観察の有効性を検討する契機が存在しなかったとの指摘や、罰金刑となる事案において、訴訟当事者からの確に罰金の保護観察付き執行猶予の有用性・相当性に関する主張・立証がされていなかったとの指摘などがあったことを踏まえ、検察官において、例えば、対象者が若年者で可塑性に富んでいることや効果的な処遇プログラムがあることは、一般的には、活用を積極的に図る方向で考慮する要素の一つであることなどに鑑みて保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、その点に関する主張・立証を公判廷で行う必要性等を勘案して公判請求すべきか否かをも検討した上、裁判手続において、必要な主張・立証をすることにより、罰金の保護観察付き執行猶予の活用を図ろうとするものである。

これまで略式請求されていた事案が公判請求されるとすると、公判手続

によることによって被告人の負担が重くなるとの意見もあったが、これに対しては、そのような負担を軽減するために、保釈制度の適切な活用や迅速な裁判手続の進行などの運用上の工夫が考えられるとの意見が示された。

- (2) **概要 2** は、事案に応じて、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用して資料を収集することが、概要 1 の判断及び主張・立証に資するとの考え方によるものである。

この点に関し、概要 2 の調査の一環として、保護観察所及び少年鑑別所の職員が対象者と面接をする場合、黙秘権を告知するなどの規律を検討すべきとの指摘があったが、これに対しては、理論上は黙秘権を告知する必要はないが、対象者に対して、検察官の取調べとは切り離された任意の面会であること、無理に供述をする必要はなく最終的な処分は検察官が判断するものであることなどを告げる運用が適当であるとの意見が示された。

7 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

考えられる制度の概要

一 保護観察の仮解除

1 保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときにするものとする。

2 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、仮に解除する処分を取り消さなければならないものとする。

二 刑の執行猶予中の保護観察の解除

刑の執行猶予中の保護観察を、一定の場合には、解除することができるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（保護観察の仮解除）について

概要一は、刑の執行猶予中の保護観察において、適時に仮解除を行うことを可能とし、その活用の促進を図ることで、対象者の改善更生に向けた意欲を高めるため、仮解除の主体を地方更生保護委員会から保護観察所の長に変更することとするものである。

また、主体を保護観察所の長に変更するに当たっては、その判断の客観性・適正性を確保するため、仮解除の要件・基準を具体的かつ明確なものとするのが相当であることから、仮解除は、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認められるときのこととするものである。

2 概要二（刑の執行猶予中の保護観察の解除）について

概要二は、刑の執行猶予中の保護観察について、解除することができるものとするものである。

解除制度を設ける必要があるか否かについては、仮解除の活用促進に加えて解除制度を導入すべき事案があるのか疑問があるとの意見、解除の仕組みによってどのような処遇効果が期待できるのかを検討すべきとの意見があった一方で、改善更生をより促進することが期待できること、再犯のリスクが低い者に対しては必要以上の処遇を行えばかえって再犯を起しやすくなる

こと、少年法の保護観察処分には解除制度が存すること等から、解除制度を設ける必要性があるとの意見があった。

また、制度の枠組みに関し、解除によって不可逆的に保護観察を再開できなくなるので解除の要件及び基準は相応に厳格なものとならざるを得ず、解除の要件及び手続をどのようなものとするか課題が残るとの指摘、猶予の期間中保護観察に付するという内容の裁判が、解除によって保護観察に付されないこととなるので、裁判の内容をこのように事後的に変更することに相当性が認められるかを検討すべきであるとの意見、判断主体を裁判所とするか地方更生保護委員会とするか等の検討課題があるとの指摘があり、さらに、これらの検討課題については、刑法に関する専門的見地からも、更に議論を深めるべきであるとの意見があった。

8-1 保護観察における新たな処遇手法の開発，特別遵守事項の類型の追加等

考えられる制度・施策の概要

一 保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発

1 保護観察処遇の充実のため，対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発するとともに，評価結果を踏まえ，罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備する。

2 新たなツールを用いたアセスメント結果を含めた処遇の状況について，前刑から後刑に引き継がれるための方策を充実するとともに，施設内処遇と，社会内処遇における新たな処遇手法として開発したガイドライン又はプログラムとが連続性ある内容にするなど，施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とする。

二 更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に，次のものを加えるものとする。

更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であつて，特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。

三 更生保護施設における宿泊の義務付け

保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制を整備し，当該整備がなされた更生保護施設については，保護観察対象者に遵守事項違反があり濃密な処遇を行う必要がある場合など，その改善更生のために特に必要と認められるときに，更生保護法第51条第2項第5号に基づき同施設への宿泊を義務付ける運用を行う。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発）について

概要一1は，充実した保護観察処遇を行うに当たっては，その前提として，対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するとともに，評価結果を踏まえ，罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法を開発・整備することが重要であることから，アセスメントツールの開発や新たな処遇手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備することとするものである。

また，概要一2は，矯正施設からの円滑な社会復帰を促進するためには，施設内処遇と社会内処遇の連携を強化することが重要であることから，受刑歴等

がある場合、その際の処遇に関する情報をその後再び受刑等することになった場合における処遇に引き継ぐための方策を充実させるとともに、施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とすることとするものである。

これらの施策の実施については、新たな法整備は要しないものと考えられる。

2 概要二について

概要二は、保護観察対象者に、更生保護施設その他の民間施設が行う処遇プログラム、ギャンブル・薬物等への依存の改善に資するミーティング等の受講等をさせることにより、様々な問題性の改善を図ることは、その再犯防止及び改善更生のために有益であると考えられることから、これらの受講等を義務付けることを可能とするために、保護観察の特別遵守事項の類型を追加するものである。

民間施設が行う処遇プログラム等の受講等を義務付けることになるので、その内容が明確かつ効果的であること及び履行状況の確認が可能であることが確保されなければならないことなどから、当該特別遵守事項として設定できるプログラム等は、法務大臣が定める基準に適合するものに限ることとしている。

3 概要三（更生保護施設における宿泊の義務付け）について

概要三は、矯正施設から出所した後の生活環境に適応させることが困難な場合に、更生保護施設で一旦宿泊させて、同所で濃密な処遇を行い、矯正施設から社会内への円滑な移行を図ることや、再犯可能性が高い状況である場合に、一定の期間、問題のある環境から遮断して濃密な処遇を行うことによって、その行状の改善を図ることが有益であることから、改善更生のために特に必要と認められるときに、特別遵守事項として更生保護施設への宿泊を義務付けることとするものである。この施策については、更生保護法第51条第2項第5号に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

8-2 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等

考えられる制度・施策の概要

- 一 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならないものとする。
- 二 具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関

する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一について

概要一は、保護観察処遇や仮釈放等審理において、被害者等の視点を加えることで、保護観察対象者が被害者等の心情や状況等を理解して、それを踏まえて行動することを促すため、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならない旨の明文規定を設けることとするものである。

2 概要二について

概要二は、保護観察対象者が改善更生する上では、被害者への損害賠償等に向けた努力をしていくことが重要であることから、具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて行動すること等を生活行動指針として設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図ろうとするものである。この施策については、概要一の規定が設けられることを考え合わせると、更生保護法第56条に基づいて実施することができ、新たな法整備は要しないものと考えられる。

8-3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用

考えられる制度の概要

- 一 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。
- 二 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。
- 三 二の收容の期間は、10日間とする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一について

概要一は、保護観察においてアセスメントを行うときや処遇方針を策定等す

るときに、少年鑑別所が行う調査を活用することにより、処遇のために必要な情報を得て、その充実を図るため、保護観察所の長が、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、少年鑑別所による鑑別を求めることができることとするものである。

2 概要二及び三について

概要二は、保護観察対象者の問題性が大きく、指導によってこれを改善できず、このままの処遇方法では保護観察の実施が難しい状況にある場合に、犯罪に至る背景や問題性を改めて把握し、保護観察の実施計画や特別遵守事項の内容といった処遇方法の見直しを行うため、特に必要があると認めるときは、収容を伴う鑑別を求めることができることとするものである。

概要三は、この場合の収容期間について、これが身体の拘束という制約を伴うものであることから、その負担が過大とならないようにすることが適切と考えられる一方、効果的な収容を伴う鑑別を行うためには、少なくとも10日間程度の期間を要すると考えられることから、収容期間を10日間とするものである。

これらについては、この措置を設けるのであれば、現行の留置制度と組み合わせた制度とすることが考えられるとの意見があった一方で、特に保護観察付執行猶予者については、實際上、留置される件数そのものが少なく、留置されれば、多くはそのまま執行猶予の取消しに結び付いている現在の留置制度の運用状況を踏まえると、留置制度とは別の新たな制度を設けることが望ましいとの意見があった。

3 その他（対象となる者の年齢）

少年鑑別所の鑑別の対象となる保護観察対象者について、概要一又は概要二のいずれの場合であっても、必要があると認めた場合に限り保護観察所の長が鑑別を求めるのであるから、年齢を限定する必要はないと考えられる一方で、少年鑑別所は、従来から成人の少年院在院者に対する処遇鑑別を相当数実施しており、特に若年受刑者に対する調査についてノウハウを蓄積してきたところであり、高い効果を期待できることから、このような高い効果が期待できる若年者に限定しておくということも考えられ、また、対象とする年齢については、少年鑑別所の組織・体制にも関わる事柄であり、実務的な観点からも調査・検討を行った上で確定する必要があるとの意見があった。

8-4 更生保護事業の体系の見直し

考えられる制度の概要

一 更生保護事業の体系の見直し

- 1 「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて行う社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。
- 2 「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、これが金品を給与し、又は貸与することに加え、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあることを明文化するとともに、「社会生活に適応させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）」を行うことができることを明文化する。
- 3 「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加える。

二 参入の要件

- 1 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

三 その他

更生保護法第58条第6号に定める補導援護の方法及び同法第85条第1項に定める更生緊急保護の方法について、社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（更生保護事業の体系の見直し）について

概要一1及び2は、薬物依存からの回復に向けたプログラム等の専門的な処遇について、その水準を確保するとともに、活用を一層促進するため、更生保護施設が行う処遇として明確に位置付けるとともに、退所後等の通所処遇を事業として法律上明文化するものである。

概要一3は、民間施設の取組を保護観察処遇に活用することが有用であるものの、その前提となる地域における社会資源の開拓や、関係機関・団体との連携協力体制の構築を一層進めることが必要であると考えられることから、更生保護事業に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割

を加えることとするものである。

2 概要二（参入の要件）について

「宿泊型保護事業」（概要一 1）、「通所・訪問型保護事業」（概要一 2）のいずれも、現行法の事業内容と実質的に差異はないことから、現行と同様に法務大臣の認可又は法務大臣への届出によって営む事業とすることとしている。また、「更生保護連携拠点事業」（概要一 3）については、現行の連絡助成事業よりも広がりのある事業内容になることが考えられるが、現行の連絡助成事業は、継続保護事業のように継続的に被保護者の処遇に直接関わる事業ではないことから認可制ではなく届出制にされており、今般の見直しに当たっても、その趣旨は維持されるべきであると考えられることから、現行の連絡助成事業と同様に、法務大臣への届出によって営む事業とすることとしている。

3 概要三（その他）について

概要一 1 及び 2 において、更生保護事業における社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化することに伴い、更生保護法に定める補導援護の方法及び更生緊急保護の方法についても、同様にこれが含まれることを明文化するものである。

9 若年者に対する新たな処分

考えられる制度の概要

一 対象者

罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについては、二の手續を行い、三の処分をすることができるものとする。

A案 起訴済みの事件の余罪等一定の事件については、二の手續に乗せないものとする。

B案 例外を設けない。

二 手續

1 調査

(一) 家庭裁判所は、事件について調査しなければならないものとする。

(二) 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、対象者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができるものとする。

2 鑑別

(一) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に鑑別を求めることができるものとする。

(二)イ 家庭裁判所は、鑑別のために特に必要があると認めるときは、少年鑑別所に收容する措置をとることができるものとする。

ロ 家庭裁判所は、イの措置をとるに際しては、対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び〔付添人〕を選任することができることを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

ハ イの期間は、10日間とする。

ニ 対象者は、イの決定に対しては、異議の申立てをすることができるものとする。

3 呼出し・同行

(一) 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、対象者に対して、呼出状を発することができるものとする。

(二) 家庭裁判所は、正当の理由がなく(一)の呼出しに応じない者に対して、同行状を発することができるものとする。

4 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置

A案 鑑別の目的以外で少年鑑別所に收容する措置はとることができないものとする。

B案(一) 家庭裁判所は、2(二)イの場合のほか、対象者が罪を犯したことを

疑うに足りる相当な理由がある場合で、次のいずれかに当たるときも、矯正施設に收容する措置をとることができるものとする。

イ 対象者が定まった住居を有しないとき。

ロ 対象者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

ハ 対象者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

(二) (一)の期間は、2週間を超えることができないものとし、ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、1回に限り、これを更新することができるものとする。

(三) (一)の手續及び決定については、2(二)ロ及びニと同様の規律を設けるものとする。

5 証人尋問、検証等

家庭裁判所は、証人を尋問し、若しくは鑑定、通訳若しくは翻訳を命じ、又は検証、押収若しくは搜索をすることができるものとする。

6 検察官・弁護士との関与

(一) **A案** 対象者は、〔付添人〕を選任することができるものとする。〔付添人〕は、弁護士の中からこれを選任しなければならないものとする。

B案 対象者は、家庭裁判所の許可を受けて、〔付添人〕を選任することができるものとする。ただし、弁護士を〔付添人〕に選任するには、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

(二) **A案**イ 家庭裁判所は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件において、犯罪事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができるものとする。

ロ 家庭裁判所は、イの決定をした場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならないものとする。

B案 検察官関与の制度は設けない。

(三) **A案** 家庭裁判所は、対象者が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件について、施設に收容する措置がとられており、かつ、対象者に弁護士である〔付添人〕がない場合において、事案の内容その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である〔付添人〕が関与する必要があると認めるとき

は、弁護士である〔付添人〕を付することができるものとする。

B案 裁量的な国選〔付添人〕の制度は設けない。

7 記録・証拠物の閲覧・謄写

- (一) 事件の記録又は証拠物は、当該記録若しくは証拠物を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写をすることができないものとする。
- (二) 〔付添人〕は、(一)にかかわらず、審判開始の決定があった後は、事件の記録又は証拠物を閲覧することができるものとし、少年審判規則第7条第3項から第8項までと同様の規定を設けるものとする。
- (三) 【6(二)でA案をとる場合】検察官は、(一)にかかわらず、6(二)イの検察官関与決定があった事件において、その犯罪事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写することができるものとする。

8 審判

- (一)イ 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならないものとする。
 - 家庭裁判所は、イの決定をしないときは、審判を開始する決定をしなければならないものとする。
- (二)イ 審判は、公開しないものとする。
 - 家庭裁判所は、第1回の審判期日の冒頭において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。
- (三) 家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

9 試験観察

家庭裁判所は、処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができるものとし、これと併せて、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (一) 遵守事項を定めてその履行を命ずること。
- (二) 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

三 処分

1 処分の決定

家庭裁判所は、二八(三)の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決

定をもって、次に掲げる処分をしなければならないものとする。

A案 保護観察所の保護観察に付すること。

B案 (一) 保護観察所の保護観察に付すること。

(二) 施設収容をすること。

2 没取

(一) 家庭裁判所は、二八(一)イ若しくは(三)又は三一の決定をする場合には、決定をもって、次に掲げる物を没取することができるものとする。

イ 犯罪行為を組成した物

ロ 犯罪行為に供し、又は供しようとした物

ハ 犯罪行為から生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

ニ ハの対価として得た物

(二) 没取は、対象者以外の者に属しない物に限り、これを行うことができるものとする。

3 不服申立て

1又は2の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができるものとする。

4 保護観察処分

(一) 保護観察の期間は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1年 \\ 2年 \end{array} \right\}$ とする。

(二) 保護観察の処遇の見直しのための措置

イ 保護観察所の長は、1の保護観察に付された者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

ロ **A案** 保護観察所の長は、1の保護観察に付された者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所の許可を得て、10日間、少年鑑別所に収容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。

B案 処遇見直しのための収容鑑別の措置は設けない。

(三) 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

(四) 遵守事項に違反した場合の施設収容処分

A案 施設収容処分は設けない。

B案 家庭裁判所は、1の保護観察処分に付した者が遵守すべき事

項を遵守しなかった場合において、保護観察所の長からの申出があり、かつ、必要があると認めるときは、決定をもって、相当と認められる期間、施設に収容する処分をすることができるものとする。

5 処分の取消し

- (一) 1の処分の継続中、対象者に対し審判権がなかったこと、又は審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、同処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その処分を取り消さなければならないものとする。
- (二) 1の処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、(一)と同様とする。

四 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度

- 1 家庭裁判所は、二七(一)にかかわらず、対象者の事件について、二八(一)口の決定があった後、当該事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該事件の記録（家庭裁判所が専ら対象者の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該対象者の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、閲覧又は謄写をさせるものとする。
- 2 家庭裁判所は、被害者等から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。
- 3 家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するものとする。
- 4 家庭裁判所は、二八(一)イ若しくは(三)又は三一の決定をした場合において、被害者等から申出があるときは、相当でないと認められるものを除き、次の事項を通知するものとする。
 - (一) 対象者の氏名及び住居
 - (二) 決定の年月日、主文及び理由の要旨
- 5 被害者等による審判の傍聴

A案(一) 家庭裁判所は、次に掲げる罪のものに係る事件（被害者を傷害

した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。)の被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

ロ 刑法第211条の罪

ハ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪

(二) 家庭裁判所は、(一)の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である〔付添人〕の意見を聴かなければならないものとする。

(三) 家庭裁判所は、(二)の場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならぬものとする。

〔B案〕 被害者等による審判の傍聴の制度は設けない。

五 家庭裁判所への移送

〔A案〕 刑事裁判所から家庭裁判所への移送の制度は設けない。

〔B案〕 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を本処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送することができるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（対象者）について

(1) 若年者に対する新たな処分（以下「本処分」という。）は、少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合に、比較的軽微な罪を犯し刑事処分がなされないこれらの者に対して改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能とすることを目的とするものである。本処分は、いわゆる行為責任の範囲内で正当化され、その範囲内で行われるものである。

概要一は、罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについて、二の手続を行い、三の処分をすることができることとするものである。

(2) 対象者に関し、起訴済みの事件の余罪等一定の事件については、刑事処分がなされることがない者について働き掛けや処遇の機会を設けようとする本処分の制度趣旨が当てはまらないという意見があったことから、一定の事件については本処分の手続に乗せないものとするA案と、そのような

例外を設けないものとするB案とを併記している。

2 概要二（手続）について

- (1) 概要二 1 は、家庭裁判所は、本処分の対象者に係る事件について、必要な調査をしなければならず、また、家庭裁判所調査官に必要な調査を行うことを命じることができることとするものであり、概要二 2 (一)は、その調査に当たっては少年鑑別所における鑑別を求めることができることとするものである。これは、現行少年審判手続と同様に、家庭裁判所調査官による調査や少年鑑別所の鑑別を活用して要保護性判断のための資料を収集することが適当であると考えられることによる。

また、概要二 2 (二)イは、対象者について、鑑別のために特に必要があると認めるときは、少年鑑別所に收容する措置をとることができることとするものとし、概要二 2 (二)ロ及び二は、この措置に関し、現行の少年審判手続と同様に告知聴聞の機会を与えることとするとともに、異議の申立てをすることができることとするものである。概要二 2 (二)ハは、この場合の收容期間について、本処分が比較的軽微な罪を犯し訴追の必要がないと判断された者を対象とするものであって、その負担が過大とならないようにすることが適当であると考えられるところ、効果的な收容鑑別を行うためには、少なくとも10日間程度の期間を要すると考えられることから、收容期間を10日間とするものである。

- (2) 概要二 3 は、本処分の手続においても、審判等への対象者の出頭を確保するための制度が必要であると考えられることから、呼出状及び同行状を発することができることとするものである。
- (3) 概要二 4 においては、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置をとることができることとするか否かについて、鑑別の目的以外で少年鑑別所に收容する措置はとることができないものとするA案と、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とする收容措置を設けるものとするB案とを併記している。B案における(二)は、その期間について、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とする收容措置の期間は審判が継続する間になると考えられるところ、現在の実務を踏まえると、28日間程度を要すると考えられることから、收容期間を原則として2週間とした上で、1回に限り更新することができることとするものである。A案は、起訴猶予とされた者について本処分の手続を行うに当たり、罪証隠滅又は逃亡の防止の目的で最大4週間もの期間身体拘束をすることの必要性・相当性を認めるのは困難ではないかとの考え方に基づくものであり、B案は、対象者の出頭を確保するために身柄を拘束する必要がある場合があるとの考え方に基づくものである。

(4) **概要二五**は、本処分の審判においても、適正な事実認定がなされる必要があると考えられることから、少年法と同様に、証人尋問、検証等を行うことができることとしている。

(5) **概要二六**は、本処分の手続への検察官及び弁護士との関与について記載している。

概要二六(一)においては、〔付添人〕に選任することができるものについて、弁護士に限ることとすべきか否かについて両論考えられることから、弁護士に限るとするA案と、弁護士に限らないものとするB案とを併記している。なお、「〔付添人〕」と記載しているのは、名称を確定するものではなく、検討を行う上での仮称を設ける趣旨である。

概要二六(二)は、検察官関与の制度に関するものであり、同制度を設けるものとするA案と、これを設けないものとするB案とを併記している。A案は、本処分の対象となる事件にも検察官が審判に関与する必要がある事件があり得るとの考え方に基づくものであり、B案は、本処分の対象事件は起訴猶予と判断されたものであり、検察官関与が必要となる事件があり得るとしても限定的なものにとどまることから、この制度を設ける必要までは認められないとの考え方に基づくものである。

概要二六(三)は、裁量的な国選〔付添人〕制度に関するものであり、同制度を設けるものとするA案と、これを設けないものとするB案とを併記している。概要二六(三)記載の刑に当たる罪の事件について、施設収容の措置がとられている場合には、裁量的に国選〔付添人〕を付すことができるものとする必要があると考えるか否かにより、同制度の要否についての判断が異なり得ると考えられる。

(6) **概要二七**は、記録・証拠物の閲覧・謄写に関し、少年法又は少年審判規則と同様の規律を設けることとするものである。

(7) **概要二八(一)**は、要保護性が小さい等の理由により処分の必要がない場合もあることから、家庭裁判所は審判不開始決定をすることができ、同決定をしない場合に審判開始決定をすることとするものであり、また、**概要二八(三)**は、審判を開始した後、処分に付する必要がある場合等に不処分決定をしなければならないこととするものである。

概要二八(二)は、本処分の審判においても、審判の過程で明らかにされる対象者や関係者のプライバシー保護や、関係者に情報提供をためらわせないことにより十分な情報を得て審判を行うことを可能にするため、審判を非公開とすることとし、また、審判手続の公正性の確保という観点から、第1回の審判期日の冒頭において、供述を強いられることがないことを説

明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えることとするものである。

(8) **概要二 9**は、現行少年審判手続と同様の試験観察を設けることとするものである。

3 概要三（処分）について

(1) **概要三 1**においては、本処分の制度において設けられる処分について、これを保護観察のみとするA案と、保護観察に加えて施設収容処分を設けるものとするB案とを併記している。

A案は、保護観察によっても対象者の改善更生の効果が期待できることのほか、本処分の対象者が訴追を必要としないため公訴を提起しないと判断された者であるところ、行為責任の範囲内で処分をするという本処分の性格及び施設収容による権利制約の程度が高いことに鑑み、処遇効果を上げられるほどの期間施設に収容することは過剰な制約となるという考え方に基づくものである。B案は、改善更生のためには施設収容による処遇が必要な場合もあり得るため施設収容処分を設ける必要性があるほか、起訴猶予と判断された者の行為責任には幅があり、それなりに重いものも含まれるとすると、本処分の対象となる事案の中には、行為責任の範囲内において同処分が許容されるものもあり得るという考え方に基づくものである。

この点については、さらに、本処分の対象者について、保護観察では足りず、施設に収容して改善更生を図るべき事案は、どのような事案であり、どの程度想定されるか、施設収容処分を行うべき事案があるとして、処遇効果を上げるために必要な期間施設に収容することは、罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内で行う本処分として許容されるか否か、処遇効果を上げるために必要な収容期間はどの程度か、比較的軽微な罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内の処分として正当化される収容期間はどの程度か、収容場所として、どのような施設がふさわしいか、被収容者に対してどのような処遇を行うか等について検討する必要があるとの指摘があった。

(2) **概要三 2**は、少年法と同様の没取の規律を設けることとするものである。

(3) **概要三 3**は、処分の決定及び没取の決定に対する不服申立てとして、抗告ができることとするものである。

(4) **概要三 4**は、本処分における保護観察について記載している。**概要三 4** (一)の保護観察の期間については、法律の定める範囲内で個々の事案ごとに家庭裁判所が定めるものとする案も検討されたが、行為責任に応じた保護観察期間を個別に定めることには実務上困難を生じるとの理由から、期間

を法定することとしている。その上で、保護観察の期間については、本処分の対象者に対して典型的に正当化でき、かつ、処遇の効果を上げるために意義のある期間とする必要があることに加え、本処分における保護観察の在り方を踏まえて決するべきものであると考えられることから、現時点における制度概要としては、1年又は2年としている。本処分における保護観察に関しては、法的性質、遵守事項を含めた義務付けの可否等をどのようなものとするかという在り方や、それを踏まえて保護観察の要件、期間をどのように定めるか等を検討する必要があるとの意見があった。

概要三 4 (二)イは、保護観察の内容が対象者の抱える問題性に対応していないと考えられる場合に保護観察の処遇を見直すため、少年鑑別所による鑑別を求めることができることとするものである。その上で、**概要三 4 (二)ロ**においては、処遇見直しのための収容鑑別の措置を設けるか否かについて、鑑別のために特に必要があると認めるときは、この措置をとることができるものとするA案と、この措置を設けないものとするB案とを併記している。A案は、保護観察の処遇を見直すために収容鑑別をする必要がある事案があり、10日間という期間であれば相当性もあると考えられることを理由とするものである。なお、A案については、この措置を設けるとすれば、その要件として、遵守事項違反があった場合であることを明記すべきであるとの意見や、回数制限を設けるべきか否かについても検討すべきとの意見もあった。B案は、収容鑑別が必要な場合があるとしても、比較的軽微な罪を犯して訴追の必要がないと判断された者について改善更生のために行う本処分において、保護観察の処遇の見直しのために身体拘束をすることには慎重であるべきとの考え方に基づくものである。

概要三 4 (三)は、保護観察を継続する必要がなくなることも考えられることから、保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときは保護観察を解除することとするものである。

概要三 4 (四)においては、保護観察の遵守事項違反があった場合にとり得る措置として施設収容処分を設けるか否かについて、この処分を設けないものとするA案と、設けるものとするB案とを併記している。A案は、概要三 1 のA案と同様の考え方に基づくものであり、B案は、保護観察の実効性を確保するためには、担保措置としての施設収容処分が必要であるとの考え方に基づくものである。B案については、保護観察中に遵守事項違反があった場合に施設に収容する仕組みとして、保護観察中に事後的に行う責任の範囲内で当初の処分を変更する仕組みや、当初の審判において遵守事項違反があった場合の収容期間をあらかじめ定めた上で保護観察に付

するという仕組みが考えられるが、その場合、前者には、再度審判をする手続面等に課題があり、後者には、処分選択に当たって家庭裁判所に難しい判断を強いることになるという課題があるとの意見があった。

本処分における保護観察に関しては、A案のように施設収容処分を設けない場合においても、保護観察の実効性を担保するため、対象者が遵守事項に違反した場合にとり得る何らかの措置が必要であるという観点から、一例として、特別遵守事項を変更又は追加して、更生保護施設等に一定の期間宿泊して指導監督を受けることを義務付けるという方法が考えられるとの意見があったが、これに対しては、民間の更生保護施設の体制等を踏まえると現実的な受入れが可能かという点や、施設から出奔するなど遵守事項に違反した場合に更にとり得る措置がないとすると、その実効性が確保できるかという点を検討する必要があるとの指摘があった。

- (5) **概要三 5**は、本処分に付された後に審判権がなかったことや犯罪事実の不存在が明らかにされた場合には、家庭裁判所が処分を取り消すこととするものである。

4 **概要四（犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度）について**

- (1) **概要四**は、犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度として、少年法と同様に、被害者等による閲覧・謄写の制度（**概要四 1**）、被害者等の申出による意見の聴取の制度（**概要四 2**）、被害者等に対する説明の制度（**概要四 3**）及び被害者等に対する通知の制度（**概要四 4**）をそれぞれ設けることとするものである。なお、被害者等による閲覧・謄写の制度に関しては、不起訴事件の記録・証拠物の閲覧・謄写の取扱いとの整合性という観点からの検討も要するとの意見があった。

被害者等による審判の傍聴の制度（**概要四 5**）については、同制度を設けるものとするA案と、設けないものとするB案とを併記している。A案は、被害者等が、本処分の審判を傍聴したいとの心情を有するに至る可能性がないとはいえないとの考え方に基づくものである。B案は、本処分の対象事件に審判傍聴の対象となるものが含まれるか疑問があることに加え、実務上も慎重な配慮をもって運用されている制度であることなどから、同制度を設けることには慎重であるべきとの考え方に基づくものである。

- (2) なお、刑事手続に付随する損害賠償命令制度と同様の制度を設けることとする案も検討されたが、これについては、比較的軽微な罪を犯して訴追の必要がないと判断された者を対象とする本処分において、対象となる罪名が限定されている同制度の対象となる事案は、類型的に少ないと考えられ、審判手続が非公開とされる趣旨からすると、本処分の手続における記録や心証を

損害賠償命令の審理に引き継ぐことは困難であり、同制度を設ける必要性・相当性を認め難いとの意見があり、これに異論はなかった。

5 概要五（家庭裁判所への移送）について

概要五においては、刑事裁判所が、本処分に付すのが相当な事件を家庭裁判所に移送することができるものとするか否かについて、この制度を設けないものとするA案と、設けるものとするB案とを併記している。

A案は、本処分は刑事処分に優先してこれに代替するという性質のものではなく、検察官が訴追を必要としないと判断したため刑事処分が科されない者に対して改善更生のための処分を可能とするものであるから、裁判所において本処分と刑事処分のいずれがより適切かを判断するものとすることは本処分の制度趣旨と整合しないことに加え、本処分が優先するものではないにもかかわらず刑事処分が不要であるとの判断を行うことは、犯罪事実を認定しこれに対する刑罰を定めることとされている刑事裁判所の任務とは異なるものであり、そのような仕組みは不相当であるとの考え方に基づくものである。B案は、公訴提起後の要保護性の変化等に応じて、刑事処分より本処分の方が適当である場合もあり得ることから、家庭裁判所に移送する制度を設けておくことが適当であるとの考え方に基づくものである。

6 その他

対象者に関しては、現行法の下において保護処分の対象となっていない20歳以上の者を対象とする必要性及び相当性について別途検討する必要があるとの意見があった。

以上のほか、家庭裁判所がどのような場合に調査を開始することとするか、記録の取扱い、処分の効力、検察審査会との関係、処分間の調整等について検討する必要があるとの意見があった。

10 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備

考えられる制度の概要

一 起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護

刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であつて、犯罪をしたと検察官が認めたもの（公訴を提起され、又は家庭裁判所に送致された者を除く。）を更生緊急保護の対象に加えるものとする。

二 勾留中の者に対する更生緊急保護

1 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて、犯罪をしたと検察官が認めたものについて、その者から申出があつた場合において、身体の拘束を解かれた後緊急に保護することが改善更生のために必要であると認められるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものとする。

2 検察官は、1の被疑者について、必要があると認めるときは、その者に対し、1の制度及び申出の手続について教示しなければならないものとする。

3 保護観察所の長は、1の調整を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならないものとする。

4 1の調整は、その対象となる者が、勾留されている間、その意思に反しない限り、行うものとする。

三 検察官による関係機関に対する協力依頼

検察官は、被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生及び再犯防止を図るため必要があるときは、公務所又は公私の団体に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

〔分科会で示された検討課題等〕

1 概要一（起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護）について

概要一は、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者について、起訴猶予処分前であつても、その者が希望し、かつ、緊急の保護が必要な場合には、更生緊急保護を行うことができるようにすることが改善更生及び再犯防止に有用であるため、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であつて、犯罪をしたと検察官が認めたものを更生緊急保護の対象に加えることとするものである。

2 概要二（勾留中の者に対する更生緊急保護）について

概要二1は、勾留中の被疑者について、釈放後、早期に安定した生活を実現し、社会復帰できるようにすることが改善更生及び再犯防止に有用であるため、

勾留中から、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う必要がある場合に、更生緊急保護として、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができることとするものである。

同2から4までは、勾留中の生活環境の調整について、更生緊急保護制度の趣旨や対象者の意思を踏まえて適切に実施するため、現行の刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後の者に対する更生緊急保護の手続と同様、検察官は、勾留中の被疑者に対して必要な場合に制度及び申出の手続を教示しなければならないこととし、保護観察所の長はこれを行うか否かを判断するに当たっては検察官の意見を聴かなければならないものとするとともに、この措置は対象者の意思に反しない限りで行うこととするものである。

3 概要三（検察官による関係機関に対する協力依頼）について

概要三は、再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策が関係機関の密接な連携の下に講ぜられるものとする旨規定されるなどし、再犯防止のための関係機関の連携が重要であると考えられていること等に鑑み、検察官は、被告人又は被疑者が身体の拘束を解かれる際に、その者の改善更生及び再犯防止を図るため必要があるときは、公務所又は公私の団体に対し、必要な協力を求めることができることとするものである。